

令和3年7月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年7月21日(水) 13時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第6号 合意解約等について

第3 議案第36号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第37号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

○事務局

暑い中ご苦勞様です。

それでは定刻、定足数に達しておりますので、これから令和3年7月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり、会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

梅雨も明けまして、いよいよ夏本番となってまいりました。水田のほうでは米の収穫作業が始まっているようでございますけれども、非常に強い朝立ちが来まして、足元の悪い中、皆さん苦勞して収穫作業をやっているようでございます。

基腐病に関してでございますけれども、基腐病に感染した株の引き抜いた後の埋設地の協議を安納、現和、古田、牧場等で行っているようでございます。そして、収量が少なくても、感染する前に出荷をしようと、もう既にあちこちで収穫をしているところがあるようでございます。

また、つい2週間ほど前でございますけれども、伊関のほうで、和牛の親牛が15頭亡くなったということです。原因がわからないということですが、畜産農家、各関係機関が協力をしまして、暑い中、消毒作業を行いました。その後、被害拡大の報告はないようでございます。

また、皆様方におかれましては、農地利用状況調査を実施していることと思います。大変暑い時期ですので、皆さん、水分補給等も十分して、くれぐれも熱中症にならないように、注意されるよう、よろしくをお願いいたします。

7月から利用状況調査が始まっていますが、その時は、ちゃんと身分証の携帯していただきたいと思います。「畑に知らない人が入っていても、やかましく言う前に話を聞いてください。」ということをいろんな会でお願いをしていますので、皆さん地主が突然来られたときには「農業委員会のこういう者です。」ということで、調査をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

それでは、ただいまから本日の会議を開会いたします。

本日の日程は配付しております議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

1番、日高委員、2番、中村裕臣委員を指名いたします。

○議長

日程第2、報告第6号「合意解約について」事務局報告をお願いします。

○事務局

すみません。説明の前に、資料の修正のほうお願いします。

御手元に修正文を配付しております。5ページと12ページ、それから13ページの色づけをしているところが修正の数字になりますので、差し替えのほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局

日程第2、報告第6号「合意解約について」を説明いたします。資料は1ページから4ページです。

今月の合意解約は1番から16番の16件で、台帳現況地目田、1筆948平米、畑18筆41,031平米の合意解約がありました。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。それでは、ただいまから議案審議に入ります。

日程第3、議案第36号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第36号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は5ページから6ページです。

今月は、所有権移転3件、賃借権設定2件、合計5件の申請がありました。

1番です。安納大平地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積748平米を所有権移転するものです。

2番です。榕城の城地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積634平米を所有権移転するものです。

3番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積3,729平米を賃借により5年間借り受けるものです。

4番です。伊関浜脇地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積497平米を賃借により5年間借り受けるものです。

なお、2番4番の借り人につきましては、合意解約や契約期間満了等により、経営面積が下限面積を下回りましたが、今回の申請により、合計面積が2,429平米となり、下限面積2,000平米を超えます。

5番です。立山芦野地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積9,475平米を所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。

続いて担当委員のほうから随時報告をお願いいたします。

○1番委員

1番です。整理番号1番につきまして報告をいたします。

7月20日、昨日1時より推進委員、譲受人、立会いのもと、現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親戚関係にありまして、亡くなられた方とは、譲渡人、譲受人は、同じ敷地内に住んでいる方です。その敷地内にある当該農地を今回、遺言という形で、もらい受けたということでもあります。

耕作としては家庭菜園という形で使いたいということでもございました。

この譲渡人の執行者とは電話で確認を取っております。申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○5番委員

5番です。番号2について説明いたします。

昨日、7月19日8時より譲受人の法人代表の社員の方2名、あと推進委員と私の計4名で現地調査を行いました。

現地は城の同法人倉庫に近いところで、4月の総会の折に3条申請が上がってきた農地に隣接した畑です。

現地は今までの借り人が落花生を現在作付けしておりました。

購入後は安納イモをつくりたいとのことでした。

農地法第3条各号の要件に該当することから、許可相当と思われます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○6番委員

6番です。それでは報告をいたします。整理番号3についてです。

7月19日午後1時より譲受人立会いのもと、推進委員とともに現地確認を行いました。

譲受人は、園芸作を中心に農業を始める新規就農者でございます。

譲受人の親も園芸作をしているので、技術的にも、親の指導を受けながらやっていくものと思います。機械類もそろっております。当地には安納イモが植えられていました。

譲渡人は土地持ち非農家でございます。譲渡人とは電話で確認をとっております。

双方確認の結果許可相当と考えます。

以上です。

○8番委員

8番委員です。整理番号4について説明をいたします。

7月20日夕方、推進委員及び借り人代理人と現地で待ち合わせをして、現地を確認し、話をさせていただきました。

借り人については、整理番号2の件で出ておりました法人でございます。

また、農地法第3条に関わる判断基準は満たしており、借り人としては、何ら問題ないものと判断をいたします。

なお、貸し人とも電話でお話をさせていただき、双方合意納得しております。

畑のほうが来年度に向けて安納イモを作付けするということで準備をしているとのことでございます。

以上本件につきまして許可相当と判断いたします。皆様の御審議よろしく願います。

以上です。

○10番委員

10番です。整理番号5について報告いたします。

7月17日、譲受人に立会いのもと、現地調査を行いました。

譲渡人は土地持ち非農家であり、譲受人の親戚であります。

10年以上前から譲受人に貸しており、譲受人は、サトウキビ、馬鈴薯、安納イモ等を栽培しております。

そしてこのたび、譲渡人から購入してほしいとの要望を受け、今回の申請となりました。双方確認の上、許可相当と考えます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局また担当委員のほうから報告説明がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

○議長

それでは無いようですので、これから議案第36号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

○議長

続きまして日程第4、議案第37号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第37号、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず利用権の設定についてです。7ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間、地目畑、面積2,097平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間、地目田、面積1,511平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間、地目畑、面積2,239平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については8ページを、詳細については9ページから11ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転について説明いたします。12ページをお開きください。

1段目です。地目、田及びその他、面積それぞれ、2,344平米、38平米、合計面積2,382平米、所有権を移転する者3人、受ける者2人です。

内訳については13ページを、詳細については14ページから20ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定について説明いたします。

まず初めに、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明いたします。21ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年8月1日から令和7年9月30日までの4年2ヶ

月間、地目畑面積2, 245平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間、地目畑、面積938平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が令和3年8月1日から令和10年2月29日までの6年7ヶ月間、地目畑、面積4,550平米、利用権を設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については22ページを、詳細については、23ページから25ページをご覧ください。

続きまして、地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。26ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年8月1日から令和7年9月30日までの4年2ヶ月間、地目畑、面積2,245平米で、利用権設定する者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間、地目畑、面積938平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が令和3年8月1日から令和10年2月29日までの6年7ヶ月間、地目畑、面積4,550平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については、27ページを詳細については、28ページから30ページをご覧ください。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。

それでは順次担当委員の報告をお願いいたします。

○8番委員

議案番号は大丈夫ですか。

○議長

議案37号ですね。38号になっています。

○事務局

すみません。7ページの議案が38号になっています。37号に訂正をお願いします。

○議長

訂正方よろしく申し上げます。

○12番委員

12番です。利用権設定の整理番号1について報告いたします。

7月17日、朝9時、借り人立会いで現地調査を行いました。

借り人はサトウキビ、畜産を中心にした現和校区在住の認定農家です。

貸し人は、借り人のおじに当たります。貸し人は島へ帰っていきたいとの思いがあり、契約年数が短いようです。畑にはサトウキビを植えていました。

借り人は、農業機械一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分あり

ません。

貸し人とは、電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。

続きまして、整理番号2について報告いたします。

7月17日10時、借り人立会いで現地調査を行いました。

借り人は畜産を中心にした現和校区在住の認定農家です。

貸し人は、昨年より大病を患い、農業ができず借り人を探していました。そして、今回の運びとなりました。

田には牧草を植えたいとのことです。

借り人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

貸し人とは電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。

続いて、整理番号3について報告いたします。

7月17日朝11時、借り人立会いで現地調査を行いました。

借り人は、安納イモ、サトウキビを中心にした現和校区在住の認定農家です。

この畑は、A判定で荒れています。遊休農地解消事業を利用し、畑にしてからサトウキビを植えたいとのことでした。

借り賃が若干高いですが、双方了承済みとのことです。

借り人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

貸し人とは電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。

以上です。

〇9番委員

9番です。所有権移転の整理番号1番と2番について報告します。譲受人が、同じですのでまとめて報告します。

7月18日8時、譲受人、推進委員立会いのもと現地調査を行いました。

番号1の譲渡人とは、親子関係で、贈与となっています。

番号2は、売買となっています。

現況は水田になっていますが、現在は畑として利用しております。

1番の申請地には、ハウスが建てられており、でん粉用のから床として利用しています。

2番の申請地には、ひまわりを植えていましたが、来年は、でん粉イモを作付けしたいということです。

譲受人は、でん粉イモ、スナップエンドウ、ゴーヤ等、幅広く手がけている国上の貴重な認定農家です。

機械もそろっており何も問題はないと思います。

ただ2番の申請地の対価がちょっと高いので気になって尋ねたところ、この土地は30年ぐらい前に、譲渡人が250万円ぐらいで手に入れた農地で、この値段になったということです。譲受人も「自分の家の続きにあるので、どうしても手に入れたかった。」と話しておりました。

1番2番の譲渡人には会って確認をとっております。申請書どおり間違いのない

ということでした。双方確認の結果許可相当と考えます。

以上です。

○4番委員

4番です。整理番号3番について報告をいたします。

7月17日8時、譲受人、推進委員立会いのもとに現地の調査を行いました。

現地は、現在、昨年から作付けをされておられません。

この田ですけれども、水路がおかしくなって水がありません。ちょっと離れた所に川があり、そこからポンプで水を上げて、田を作っていました。しかし、もう年齢も88歳で、作らないということで、去年から作付けをされておられません。

少し雑草が生えてきておりましたので心配をしていたのですが、譲受人が譲渡人から買ってくれんかと頼まれたということで、購入をするということでした。水が無いので田にはならないということで、土を入れて畑にしたいということでした。

また譲受人のほうは、酪農経営の大規模農家で、機械・技術・労働力、十分にそろっています。間違いのないと思います。

また、譲渡人のほうは、16日に、推進委員が電話で確認をしております。申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○議長

ただいま、担当委員また事務局のほうから説明報告がありました。ここまでのところで皆さんのほうから何か質疑がありましたら、挙手をお願いいたします。

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第37号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

会 長 _____ 印

1 番 委 員 _____ 印

2 番 委 員 _____ 印